**平成２２年（フ）第１５５号**
岡山県真庭市久世2170―１番地、住民票上の住所岡山県真庭市下方675番地３
債務者　奥村　育代
１　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２２年（フ）第３１号**
熊本県阿蘇市黒川２番地３
債務者　下鶴　繁行
１　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月６日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２２年（フ）第２５５８号**
横浜市栄区中野町７番地20
債務者　富田　三雄
１　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２５５９号**
横浜市栄区中野町７番地20
債務者　富田八千代
１　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９７８号**
横浜市泉区上飯田町2805番地９　レオパレス慶長原202
債務者　照井　真美
１　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７３６号**
川崎市幸区塚越２丁目255番地　ベリテ堀越302
債務者　深谷　友恵（旧姓草木）
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２７６号**
釧路市駒場町９番20号
債務者　橋本　昭夫
１　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第４６７号**
青森県東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂65番地21
債務者　佐藤百合子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７９３６号**
神奈川県相模原市中央区宮下２丁目22―13
債務者　前野ハツイ
１　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７９５３号**
千葉県浦安市今川２丁目７―32―201
債務者　渡邊　和子（旧姓桑原）
１　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７９５５号**
東京都江戸川区鹿骨４丁目８―９―205
債務者　石井　裕也
１　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７９７７号**
東京都町田市木曽西５丁目13―８―201
債務者　小野澤　尉
１　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８０１６号**
東京都中野区中野６丁目32―14　Ｂ―２―402
債務者　野村　啓介
１　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８０１８号**
東京都大田区大森北４丁目８―６―902
債務者　冨樫　大輔
１　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８０２３号**
東京都杉並区西荻北２丁目４―３―５
債務者　森脇　　匠
１　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部